

令和7年度 固定資産税（償却資産）の申告について 湯浅町

会社や個人が事業を営むために所有している構築物、機械、船舶、車両、工具・器具及び備品等は「償却資産」として課税対象になります。地方税法第383条により、令和7年1月1日現在に所有している資産等を下記のとおり申告してください。

提出期限 令和7年1月31日

提出書類 償却資産申告書、種類別明細書、添付書類（該当する方のみ）、個人番号等確認書類

提出・問合先 湯浅町住民生活課 税務係（固定資産税担当）

〒643-0002 和歌山県有田郡湯浅町大字青木668番地1

電話 0737-64-1106（直通） FAX 0737-63-2530

メール zeimu@town.yuasa.lg.jp ホームページ <http://www.town.yuasa.wakayama.jp>

eLTAX（地方税ポータルシステム）による電子申告をご利用の場合 <https://www.eltax.lta.go.jp>

●おしらせ

- 郵送により申告される方で、受付の控えが必要な方は、切手を貼付した返信用封筒を同封願います。
- 例年、自社電算処理にてご申告いただいている方には、申告書類の同封は省略しています。
- 【前年度申告済みの方へ】
申告内容をすでに印字していますので、加除修正にて申告することができます。
資産に新規取得、廃棄など増減がないときは、「種類別明細書」の添付を省略できます。
- 湯浅町では、「減少資産用」の種類別明細書は同封していませんが、加除修正にて申告できます。
減少資産用の明細書をご希望の方はお知らせください。（ホームページからダウンロードも可能です。）
- 償却資産をお持ちでない方で、申告書が送られてきた場合は、お手数ですが申告書の備考欄に「該当資産なし」と記入して提出してください。
- 転出・廃業により、申告すべき資産が湯浅町内に無くなったときはご連絡ください。
- 申告を税理士等に委託している場合には、委託先へもご照会ください。

●注意事項

○申告されない方・虚偽の申告をされた方

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第386条及び湯浅町条例第75条の規定により過料を科されるほか、同法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。

また虚偽の申告をされますと、地方税法第385条の規定により罰金等に処されることがありますのでご注意ください。

なお、平成18年度から地方税法第354条の2の規定により国税資料の閲覧が可能となりましたので、申告されなかった場合最終的にはその資料に基づき推計課税を行う場合があります。

○実地調査等へのご協力のお願い

地方税法第353条及び同法第408条の規定に基づき、順次申告内容の確認調査を実施しています。必要な帳簿類や参考書類の提出を求めることや、資産に関する調査を行うことがありますのでご協力をお願いします。

また、調査に伴い修正申告をお願いすることがありますが、その場合資産の取得年次に応じ、現年度だけでなく過年度についても価格や税額を変更することになりますのであらかじめご了承ください。

なお、正当な理由なく実地調査を拒否されますと、罰金等に処されることがあります。

償却資産のあらまし

固定資産税は、土地・家屋・償却資産に分類されます。償却資産は、土地や家屋における「登記制度」がないため、償却資産の所有者は、毎年1月31日までに 所在地の市町村に申告することが義務づけられています。「事業の用に供しているもの」に限り課税されます。

- 賦課期日 毎年1月1日
- 税率 1.5%
- 課税標準 賦課期日における償却資産の価格で、償却資産台帳に登録されたもの
- 免税点 課税標準が、150万円に満たない場合は課税されません。
- 納税義務者 原則として、毎年1月1日現在の所有者
- 納期 土地、家屋及び償却資産をあわせて固定資産税として、原則年4回に分けて納める。

Q. 個人事業者として雑貨店を営んでいるが、店が小さいことから所有している償却資産の取得価額の合計は100万円しかない。申告しても免税点未満になり、税額は発生しないと思われるが、それでも申告は必要なのか

A. 免税点未満であっても、賦課期日に償却資産を所有していれば、地方税法第383条の規定により申告が必要となります。

通常の所有者以外でも

次の場合には、納税義務者として申告の必要があります。

○みなし所有者

- ・所有権留保付きの売買資産（割賦販売）の買主
- ・店子を取り付け、事業の用に供している建築設備

○所有権移転リースの借主

- ・終了時等に無償又は名目的な対価で借主に譲渡されるもの
- ・終了時等に著しく有利な価額で買い取る権利があるもの
- ・借主のみによって利用されるもの

(⇒所有権移転外リースはリース会社が申告)

○共有で所有している場合は、代表者

- 申告の対象となる償却資産 原則的に、法人税法及び所得税法の減価償却額及び減価償却費として損金又は必要な経費に算入されている償却資産。ただし「税務計算において減価償却計算の対象とされていない資産」についても申告の対象になる資産があります。（『申告が必要な資産』及び『国税との違い』参照）

償却資産の取扱い	法人税の取扱い	対象資産の例示	種類	区分
○	○	橋、岸壁、さん橋、ドック、軌道、貯水池、ダム、下水道、坑道 煙突、構内舗装、庭園、門扉、広告塔、排水その他の土木設備 緑化設備、配電線 等	構築物	有形固定資産
○	○	加工機械、製造機械、冷凍・冷蔵業用設備、紡績設備、工作機械 木工機械（製材業用設備）、印刷設備、化学薬品製造設備、 建設工業機械、運搬設備、金属・非金属製造設備、 ホテル・旅館用設備、クリーニング設備 等	機械及び装置	
○	○	漁船、油そう船、木船、モーターボート、貸しボート 等	船舶	
○	○	飛行機、ヘリコプター、グライダー 等	航空機	
△注1	○	電車、特殊自動車（フォークリフト、レッカー車、タンク車 トラックミキサー等）、自動車、バス、自転車、リヤカー、 被けん引車、軽自動車 等	車両 運搬具	
○	○	活字、測定工具、事務机、椅子、キャビネット、応接セット 棚、音響機器、冷暖房機器、じゅうたん、座布団、室内装飾品 タイプライター、ワープロ、パソコン等OA機器、電話機 通信設備、時計、カメラ、映写機、看板、金庫、レントゲン装置 貸衣装、自動販売機、焼却炉、パチンコ台等の遊具 等	工具、 器具及び 備品	
×	○	工場、事務所、倉庫（土地に定着しているもの）	建物	
△注2 (P4参	○	電気設備、給排水設備、衛生設備、ガス設備、冷暖房設備 ボイラー設備、昇降機設備、消火設備、火災報知設備 等	建物 付属設備	

償却資産 の取扱い	法人税の 取扱い	対象資産の例示	種類	区分
×	×	田、畑、宅地、山林等（立木、野草、道路等は土地ではない）	土地	
×	×	古美術品、古文書、出土品、書画、彫刻、工芸品等で複製でないもの	書画骨董	
×（対象外）	○	鉱業権、漁業権、水利権、意匠権、商標権、営業権、特許権 等	営業権等	無形 固定 資産
×	×	借地権、地上権、永小作権、地役権 等	土地関係	
×	×	電話加入権	その他	
×（対象外）	○	ソフトウェア		
×	○	植物（かんきつ樹、りんご樹等の果樹等）	生物 注3	
×	×	（育成中のもの）		
×	×	動物（牛、馬、豚）		
×（対象外）	○	（飼育、養殖、育成中のもの）		

注1 自動車税、軽自動車税の対象となるものは、償却資産の申告外。

注2 建物付属設備の所有者がその「建物所有者以外の者」で、当該資産を事業の用に供している場合はその設備が本来「家屋」の評価対象となるものであっても、条例で定めるところにより、償却資産の対象。

注3 観賞用・興行用に用いられている生物は、償却資産の対象。

償却資産申告が必要な資産	申告の必要がない資産
<ul style="list-style-type: none"> ・簿外資産 ・償却済資産 ・減価償却を行っていない資産 ・建設仮勘定で経理されている資産 ・自転車・荷車 ・大型特殊自動車 ・遊休又は未稼働の資産 ・改良費 ・福利厚生用資産 ・租税特別措置法による即時償却等の適用資産（P5の※2） ・取得価格が1点100万円未満の美術品等 ・賃借人等（テナント）が施工した内装、造作、建築設備の資産（上記注2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの（上記注1） ・無形減価償却資産 ・繰延資産 ・棚卸資産 ・少額資産等 ①取得価格が10万円未満又は耐用年数が1年未満のもので法人税法・所得税法の損金又は必要経費に算入されるもの（P5の※3） ②取得価額が20万円未満の償却資産で事業年度ごとに一括して3年間で減価償却を行うことを選択したもの（P5の※4） ③法人税法第64条の2第1項、所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が、当該リース資産を取得した際における取得金額の20万円未満のもの（P5の※5）

参考 大型特殊車両について

●クレーン車、ブルドーザー、ホイールローダ、タイヤローラ等
ナンバープレートの分類番号が
「0」「00～09」「000～099」
⇒資産の種類 『機械及び装置』

●フォークリフト、農耕トラクター、田植え機、コンバイン等
ナンバープレートの分類番号が
「9」「90～99」「900～999」
⇒資産の種類 『車両及び運搬具』

和歌山 090

あ 12-34

→ 分類番号

注意)陸運局への登録にかかわらず、「大型特殊車両」は償却資産の申告が必要です。

2・3ページの注2 建物に付属する設備で下記表の償却資産欄に「○」のある設備は、申告する必要があります。
 (「家屋欄」に○のあるものは、すでに固定資産税(家屋)にて評価されており、償却資産には該当しません。)

ただし、テナント(賃借人)等が施工した建築設備は、「家屋欄」に○があっても、事業の用に供している場合は、償却資産の所有者として申告する必要があります。(湯浅町条例第54条第8項 地方税法第343条第10項)

償却資産	家屋	設備等の種類・分類・内容		
	○	建築工事	内装、造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式
○		電気設備	受変電設備	設備一式
○		"	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等
○		"	中央監視設備	設備一式
○		"	電灯コンセント設備	屋外設備一式、非常用照明設備
	○		照明器具設備	屋内設備一式
○		電気設備	電力引込設備	引込工事
○		"	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備
	○		"	上記以外の設備
○		電気設備	電話設備	電話機、交換機等の機器
	○		"	配管、配線、端子盤
○		電気設備	LAN設備	設備一式
○		"	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器
	○		"	配管、配線等
	○		インターホーン設備	集合玄関等、親機・子機等
○		電気設備	監視カメラ設備	受像機(テレビ)、カメラ
	○	"	"	配管、配線等
	○	"	避雷設備	設備一式
	○	"	火災報知設備	設備一式
	○	"	盗難非常通報設備	設備一式
○		給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備
	○	"	"	配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等
○		給排水衛生設備	給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸かし器等)
	○	"	"	局所式給湯設備(ユニットバス用、床暖房用)
	○	"	"	中央式給湯設備
○		給排水衛生設備	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備
	○	"	"	屋内の配管等
	○	"	衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)
○		給排水衛生設備	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等
	○	"	"	消火栓設備、スプリンクラー設備等
○		空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備
	○	"	"	上記以外の設備
○		空調設備	換気設備	特定の生産又は業務用設備
	○	"	"	上記以外の設備
○		その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベア
	○	"	"	エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等
○		その他の設備	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店、ホテル、百貨店等)
○		"	"	寮・病院・社員食堂等の厨房機器
○		"	洗濯設備	洗濯機、脱水機、乾燥機等の機器、顧客の求めに応じる
○		"	"	サービス設備(ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備
○		"	その他設備	冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム
○		"	"	広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)
○		"	"	機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備
○		"	"	ごみ処理設備、メールボックス、カーテンブラインド等
○		外構工事	外構設備	工事一式(門、塀、緑化施設等)

国税との違い

固定資産税（償却資産）は地方税法に基づいているため、国税の規定と異なる点もあります。

- 国税上の「有形減価償却資産」がただちに、固定資産税の「課税対象」となるわけではありません。（2・3ページ参照）
- 国税上の減価償却を行う者と、固定資産税の申告を行う納税義務者が一致しない場合もあります。

国税と取扱いが異なる点

項目	国税	固定資産税
1 減価償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
2 減価償却の方法	定率法・定額法等の選択制度 （建物については定額法）	実質的に旧定率法のみ 11ページの減価率表に定められた減価率を用いる。「固定資産評価基準別表第15」
3 前年中新規取得	月割償却	半年償却（1/2）
4 圧縮記帳	認められる	認められない ← 注意
5 特別償却・割増償却	認められる	認められない
6 評価額の最低限度	備忘価格（1円）	取得価額の100分の5
7 中小企業者等の少額資産の損金算入の特例	認められる	金額にかかわらず、認められない 申告対象 下記※2
8 リース資産（H20.4.1以後契約分）	借主が減価償却	所有者（ほとんどの場合は貸主）が申告
9 資本的支出	ケースにより合算・区分	すべて区分
10 信託資産	原則として受益者が減価償却	所有者（ほとんどの場合は貸主）が申告
11 共有資産	持分それぞれを減価償却	持分を合算して、共有者名義で申告
12 耐用年数省令改正による耐用年数変更	事業年度 （決算期によって適用時期が異なる）	改正後の年度から一律適用

少額の減価償却資産の取り扱い

地方税法第341条第1項第4号及び地方税法施行令第49条の規定により、固定資産税（償却資産）の申告対象から除かれるいわゆる「少額資産」とは、取得価額10万円未満の資産のうち、一時に損金算入したもの（※3）、取得価額20万円未満の資産のうち3年間で一括償却したものをいいます（※4）。

よって、租税特別措置法の規定により**中小企業特例を適用して損金算入した資産（※2）**については、**申告の対象となります。**

償却方法	取得価額（○申告対象 ×申告対象外）			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
個別減価償却（※1）	○	○	○	○
中小企業特例（※2）	○	○	○	-
一時損金算入（※3）	×		-	
3年一括償却（※4）	×	×		-

上記表で申告対象となっている場合でも、リース資産で取得価額が20万円未満であれば申告対象外となります。

法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に定めるリース資産（※5）	取得価額（○申告対象 ×申告対象外）			
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
	×	×	○	○

償却資産申告書 作成の流れ

固定資産台帳（減価償却明細）から、固定資産税（償却資産）の課税対象ではない資産を除外し、申告対象資産を抽出する。

- ①無形減価償却資産を除く。
- ②美術品等（取得金額が1点100万円未満のものを除く。）を除く。
- ③自己の所有でない資産を除く。
例
 - ・「借主」として資産計上している所有権移転外ファイナンスリース資産
 - ・受益者として資産計上している信託資産
- ④申告提出先の市町村の区域外に所在する資産を除く。
- ⑤建物・建物付属設備の中から、固定資産税（家屋）の評価対象となる資産を除く。
「建物」として計上している資産中に固定資産税（償却資産）が埋もれている場合は、ここで抽出する。4ページ参照
- ⑥大型特殊自動車以外の車両運搬具を除く。 ※大型特殊自動車は除かない。

固定資産台帳（減価償却明細）に記載されていない申告対象資産を抽出する。

- ※中小企業者等の少額資産については、適用前の取得金額に修正する。
- ※「貸主」となっている所有権移転外のリース資産（平成20年4月以降契約分）

抽出した申告対象資産に必要な修正を加える。

- ※圧縮記帳を適用している資産については、適用前の取得金額に修正する。
（国庫補助金等で取得した資産で、取得価額の圧縮をしたものについては、圧縮前の取得価額に修正）
- ※企業独自の耐用年数を設定している場合は、法定耐用年数等に修正する。

申告対象資産を、単独所有分と共有分に分割し、共有分の資産については全持分を合計した取得金額を確認する。

単独所有分と共有分について、別々に申告書を作成し、資産所在地の市町村に提出する。

提出方法は3種類あります。

- 同封の申告書等を提出（一般方式）
- 電算処理方式
 - ・全国的に統一された様式で、記載事項の全てを記入すること。
 - ・全資産について固定資産税 償却資産 評価方法で計算すること。
- eLTAX(地方税ポータルシステム)の電子申告による

記載方法 ①償却資産申告書

～前年度以前に申告のある方へ～

住所・氏名・価額・明細等、申告書の一部があらかじめ印字されています。

(修正・変更等ないかご確認ください。)

修正・変更ある場合は、その箇所を取り消し線で抹消し、加筆修正してください。

一般方式(紙申告)の記載方法

年度

償却資産申告書(償却資産課税台帳)

※所有者コード

第二十六号様式 (提出用)

受付印 年月日 殿

1 住所 ① (電話)

2 氏名 ② (屋号)

3 個人番号又は法人番号 ③

4 事業種目 ④～⑦ (資本金等の金額) (百万円)

5 事業開始年月 ④～⑦ 月

6 この申告に回答する者の係及び氏名 (電話)

7 税理士等の氏名 (電話)

8 短縮耐用年数の承認 有・無

9 増加償却の届出 有・無

10 非課税該当資産 有・無

11 課税標準の特例 ⑧～⑭ 有・無

12 特別償却又は圧縮記帳 有・無

13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法

14 青色申告 有・無

15 市区町村内における事業所等資産の所在地 ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

16 借用資産 (有・無)

17 事業用家屋の所有区分 自己所有・借家

18 備考 (添付書類等) ⑱

取得価額の欄

イ 前年前に取得したもの…令和4年1月1日現在所有していたもの

ロ 前年中に減少したもの…令和4年1月2日～令和5年1月1日に減少(廃棄、売却、町外へ移動など)

ハ 前年中に取得したもの…令和4年1月2日～令和5年1月1日に増加(購入、町内へ移動など)

評価額・決定価格・課税標準額の記載は不要です。ただし、電算処理・電子申告の場合は記載が必要です。

記載の例)
「増減資産なし」…前年度申告より増減がないとき
「該当資産なし」…該当資産がないとき
「被相続人・より相続」…相続があったとき
「-年-月-日廃業(解散)」…廃業・解散したとき
その他、
添付資料のあるとき
住所・氏名等に変更のあったときは備考欄に記載。

- ① 住所…一般的には商業登記されている本社または納税通知書の送付先を記載。資産所在地は⑮欄へ
- ② 氏名…資産を2名以上で共有されている場合は、代表者を先に記載し、共有者全員の住所氏名を記入ください。
- ③ 個人番号・法人番号欄
- ④ 事業種目…事業種目が複数ある場合は「主たる事業種目」を記載。法人の場合は、出資金(資本金)を記載。
- ⑤ 事業開始年月…個人の場合は事業を開始した年月、法人の場合は設立年月と決算期を記載。
- ⑥ この申告に回答する者の担当者氏名欄
- ⑦ 税理士等氏名
- ⑧ 短縮耐用年数の承認
- ⑨ 増加資産の届出
- ⑩ 非課税該当資産
- ⑪ 課税標準の特例
- ⑫ 特別償却または圧縮記帳
- ⑬ 税務会計上の償却方法
- ⑭ 青色申告

該当するものに○をつける。⑧～⑭で有の場合は、添付書類を確認ください。

取得価額…償却資産を取得するために支出した金額(引取運賃、荷役費、運送保険料、関税等を含む)。**税抜経理方式を採用している場合は、消費税を含まず、税込経理方式を採用している場合は消費税を含んでください。**

算出方法…所得税又は法人税の取り扱いと同じ。
ただし、**圧縮記帳の制度は認められていません**ので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、**圧縮前の価額を申告すること。**

- ⑮ 町内における事業所の所在地…住所欄と資産の所在地が異なる場合や、2か所以上の資産がある場合に記入。
- ⑯ 借用資産…土地・家屋以外のリース資産などの有無。有の場合は、貸主の住所・名称を記載してください。
- ⑰ 事業用家屋の所有区分…資産の所在する事業用建物の該当する区分に○をつける。
- ⑱ 備考欄…上記記載例を参考に記載ください。

申告書の記載の一例

令和 年 1月 18日		令和 年度		所有者コード		
湯浅町長 殿		債却資産申告書(債却資産課税台帳)				
所有者	フリガナ 1住所 (又は納税通知書送付先)	〒 643-0002 和歌山県有田郡湯浅町大字青木668番地1 (電話 0737-63-2525)		3 個人番号又は法人番号	1234 5678 9012	
	フリガナ 2氏名 (法人にあってはその名称および代表者の氏名)	ユアサ タロウ 湯浅 太郎 (屋号 ゆあさ農園)		4 事業種目 (資本等の金額)	農業 (百万円)	
	資産の種類	取得 価 格		5 事業開始年月	昭和43年4月	
	1 構 築 物	前年前に取得したもの(イ)	前年中に減少したもの(ロ)	前年中に取得したもの(ハ)	計((イ)+(ロ)+(ハ)) (ニ)	15 市(区)町村内における事業所等の所在地
	2 機 械 及 び 装 置	3,760,000	460,000	2,500,000	3,300,000 -3,760,000	16 信用資産 (有 無)
	3 船 舶					17 事業用家屋の所有区分
	4 航 空 機					18 備考(添付書類等)
5 車 両 及 び 農 具						
6 工 具 及 び 農 具						
7 合 計	17,740,000			19,780,000 -17,740,000		
資産の種類		評価額	決定価格	課税標準額		
1 構 築 物		記入する必要はありません。				
2 機 械 及 び 装 置						
3 船 舶						
4 航 空 機						
5 車 両 及 び 農 具						
6 工 具 及 び 農 具						
7 合 計						
① 大字湯浅1055番地9						
②						
③						
19 借主の名称等 湯浅町大字湯浅2707番地1 湯浅総合リース TEL 63-4152						
20 自己所有 借家						
資産の増減あり。 課税標準額の特別資料添付。						

令和 年度		種類別明細書(増加資産 <u>全資産</u>)		所有者名		湯浅 太郎	
所有者コード		数量		取得年月		取得価格	
行番	資産の名称等	数量	取得年月	取得価格	価 額	課税標準額	摘 要
01	モノラック	1	3 58 1	440,000	14		省令改正 13
02	モノラック	1	4 0 3	400,000	14		R3.7月廃業
03	モノラックレール	1	4 3 1	330,000	14		省令改正 15
04	モノラックレール	1	4 7 9	260,000	14		省令改正 15
05	防除施設	1	3 61 4	510,000	17		省令改正 20
06	ガス部屋	1	4 15 10	260,000	8		
07	スプリンクラー	1	4 12 10	1,500,000	14		省令改正 15
08	換果機	1	3 54 8	250,000	7		省令改正 8
09	換果機	1	4 2 7	220,000	7		省令改正 8
10	暗霧器	1	3 58 5	250,000	7		省令改正 5
11	暗霧器	1	4 19 4	260,000	7		省令改正 5
12	太陽光発電	1	4 28 2	13,000,000	17		
13	みかん選別機	1	5 2 10	2,500,000	7		1 特別対象
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
小計		12		19,780,000			

記入する必要はありません。

《数量》
資産の個数や面積を記入してください。

記入する必要はありません。

記入する必要はありません。

③ その他添付書類

非課税申告 該当する資産があると思われる場合はお問合せください。

地方税法第348条に定める資産については、非課税となります。該当する資産があると思われる場合はお問合せください。（例 国・県・町に無償貸与している公用（又は公共用）の資産等）

課税標準の特例にかかる届出 該当する資産があると思われる場合はお問合せください。

公共料金の抑制、企業体質の改善、公害対策の充実等の観点から、固定資産税の負担が大きな障害とならないように、課税標準となる価格の一部を軽減する措置です。

- 一例 ●わがまち特例（家庭的保育事業用資産、風力発電設備など）
●中小企業等が先端設備等導入計画に基づいて取得した新規資産に対する特例

減免申請書

- 天災その他の特別の事情がある場合（震災、風水害、火災その他これらに類する災害）
- 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者

耐用年数の短縮等を適用した償却資産にかかる届出

『国税庁の承認通知書の写し』

増加償却・陳腐化資産の一時償却

増加償却・陳腐化資産の一時償却については、控除額の加算等があります。

- 増加償却 『**税務署長への届出書**』の写し 法人税法施行令第60条又は所得税法施行令第133条
- 陳腐化資産の一時償却 『**国税庁の承認通知書**』の写し 旧法人税法施行令第60条の2又は旧所得税法施行令第133条の2

マイナンバー（個人番号・法人番号の記載について）

個人番号を記載した申告書の提出時には、本人確認（番号確認、本人確認及び代理権確認）を実施させていただきます。

注）法人番号確認、eTAX(電子申告)には確認手続きはありません。

注）共有資産の申告には個人番号の記載は不要です。

- 本人が申告書を提出する場合
番号確認書類 マイナンバーカード、通知カード又は個人番号が記載されている住民票 等
本人確認書類 マイナンバーカード又は運転免許証 等
- 代理人が申告書を提出する場合
番号確認書類 マイナンバーカードの写し 等
代理人確認書類 代理人のマイナンバーカード、運転免許証又は税理士証票 等
代理権確認書類 委任状又は税務代理権限証書又は委任状 等

なお、個人番号・法人番号の記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。

償却資産の評価額（価格）の求め方

■前年中に取得された償却資産・・・価格（評価額）＝取得価額×★（1－減価率（a）/2）

■前年より前に取得された償却資産・・・価格（評価額）＝前年度の価格×☆（1－減価率（a））

ただし、上記計算により、価格が取得価額の5%よりも小さい場合は、取得価額の5%になります。
□前年より前に取得された償却資産で新たに課税されるもの

・・・価格（評価額）＝取得価額×★（1－減価率（a）/2）×☆（1－減価率（a））ⁿ⁻¹

n：その償却資産を取得した年から当該年度までの経過年数

計算例) パソコンの申告

取得価額 30万円

取得年月 平成28年2月

耐用年数 4年

耐用年数4年



平成29年度の価格の計算⇒ 300,000円（取得価額） ×0.781★ = **234,300円**

平成30年度 " ⇒ 234,300円（H29年度の価格） ×0.562☆ = **131,676円**

平成31年度 " ⇒ 131,676円（H30年度の価格） ×0.562☆ = **74,001円**

（略）

令和4年度 " ⇒ 23,372円（令和3年度の価格） ×0.562☆ = 13,135円⇒**15,000円**

取得価額30万円の5%（15,000円）より小さくなるため、R4年度以降は15,000円

ポイント

初年度の評価額は取得月にかかわらず「半年分」の減価があったものとして算出します。

耐用年数に応じる減価率表（減価残存率表）

耐用年数	減価率 (a)	減価残存率		耐用年数	減価率 (a)	減価残存率		耐用年数	減価率 (a)	減価残存率	
		★前年中取得 (1-a/2)	☆前年前に取得 (1-a)			★前年中取得 (1-a/2)	☆前年前に取得 (1-a)			★前年中取得 (1-a/2)	☆前年前に取得 (1-a)
2年	0.684	0.658	0.316	18年	0.120	0.940	0.880	34年	0.066	0.967	0.934
3年	0.536	0.732	0.464	19年	0.114	0.943	0.886	35年	0.064	0.968	0.936
4年	0.438	0.781	0.562	20年	0.109	0.945	0.891	36年	0.062	0.969	0.938
5年	0.369	0.815	0.631	21年	0.104	0.948	0.896	37年	0.060	0.970	0.940
6年	0.319	0.840	0.681	22年	0.099	0.950	0.901	38年	0.059	0.970	0.941
7年	0.280	0.860	0.720	23年	0.095	0.952	0.905	39年	0.057	0.971	0.943
8年	0.250	0.875	0.750	24年	0.092	0.954	0.908	40年	0.056	0.972	0.944
9年	0.226	0.887	0.774	25年	0.088	0.956	0.912	41年	0.055	0.972	0.945
10年	0.206	0.897	0.794	26年	0.085	0.957	0.915	42年	0.053	0.973	0.947
11年	0.189	0.905	0.811	27年	0.082	0.959	0.918	43年	0.052	0.974	0.948
12年	0.175	0.912	0.825	28年	0.079	0.960	0.921	44年	0.051	0.974	0.949
13年	0.162	0.919	0.838	29年	0.076	0.962	0.924	45年	0.050	0.975	0.950
14年	0.152	0.924	0.848	30年	0.074	0.963	0.926	46年	0.049	0.975	0.951
15年	0.142	0.929	0.858	31年	0.072	0.964	0.928	47年	0.048	0.976	0.952
16年	0.134	0.933	0.866	32年	0.069	0.965	0.931	48年	0.047	0.976	0.953
17年	0.127	0.936	0.873	33年	0.067	0.966	0.933	49年	0.046	0.977	0.954
								50年	0.045	0.977	0.955

耐用年数は、所得税又は法人税の申告で用いるものと同じ耐用年数を使用。

総務省法令データ提供システム『減価償却資産の耐用年数等に関する省令』で検索することができます。

耐用年数省令の別表は、内容が改正されることがあり、近年では平成20年4月末に大幅な改正が行われました（別表2 機械装置）。償却資産の申告では、賦課期日現在の耐用年数省令別表第1などにある耐用年数を用います。

例) 平成18年3月にクリーニング設備を取得した場合、平成19・20年度の耐用年数を『7年』としますが、平成21年度の評価計算では、耐用年数『13年』の減価残存率を用います。

償却資産の税額の求め方

評価額を合計したものが、課税標準額になります。

(課税標準の特例が適用される資産は、該当資産の評価額に特例率を乗じた額を合計します。)

課税標準額 (＝価格(評価額)を合計したもの・千円未満切捨) × **税率** (1.5%) = **年税額** (100円未満切捨)

参考資料

業種別の主な償却資産の例

業種	主な償却資産の例
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター 内装・内部造作等、看板(広告塔、袖看板、案内板、ネオンサイン)、自動販売機 舗装路面、ブラインド・カーテン、LAN設備
製造業	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機
印刷業	各種製版機及び印刷機、裁断機
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト(自動車税の対象となっているものを除く) 大型特殊自動車、発電機
娯楽業	パチンコ器、パチンコ器取付台(島工事)、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、 ボウリング場設備、ゴルフ練習場設備
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房機器、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器
小売業	陳列棚、陳列ケース(冷凍機又は冷凍機付けのものも含む。)、日よけ
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌器、サインポール
医(歯)業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構設備 駐車場等の舗装及び機械設備
駐車場業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む) 駐車料金自動計算装置、舗装路面
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク
諸芸師匠業	楽器、花器、茶器、衣装
貸衣装業	衣装
農業	ビニールハウス、貯水槽、単軌状運搬機(モノラック)、スプリンクラー、配管、 選果機、噴霧機、煙霧機、選別機、電動機、ボイラー、洗浄機、封かん機、トラクター 田植え機、動力運搬車、きのご栽培用ほだ木
漁業	漁船、船外機、魚群探知機、無線機、漁具、船台
電力売電業	太陽光発電設備

電力売電業



駐車場業



不動産貸付業

